

京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、京都府安心・安全な妊婦出産確保補助金補助要領（以下「要領」という。）に定める補助金交付の手續について定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用基準に定める定義は、要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 要領第2条第1項第2号に定める「妊娠期間中」については、概ね38週前後を目途とする。ただし、医師等による医学的な指導等があった場合には、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 要領第2条第1項に掲げる者が行う要領第5条第1項に定める交付の申請にあたっては、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
 - (2) PCR検査等に要した費用の額が確認できる書類
 - (3) 申請者の住所が確認できる書類
 - (4) 補助金振込先が確認できる書類
- 2 要領第2条第2項に掲げる者が行う要領第5条第1項に定める交付の申請にあたっては、下記の書類を提出するものとする。
- (1) 交付申請書（第1号様式）
 - (2) 交付申請書（医療機関用）（第2号様式）
 - (3) PCR検査等実施者一覧表（第3号様式）
 - (4) PCR検査等に要した費用の額が確認できる書類
 - (5) 申請者の住所が確認できる書類

(交付の決定)

第5条 補助金の交付または不交付の決定をしたときは、知事は、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

附 則

この運用基準は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月10日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。

附 則

この運用基準は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月10日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この運用基準は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月10日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。
- 2 この改正前の京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付運用基準（以下「本基準」という。）の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、改正後の本基準の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この運用基準は、令和2年12月21日から施行し、令和2年4月10日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。
- 2 この改正前の京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付運用基準（以下「本基準」という。）」の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、改正後の本基準の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この運用基準は、令和3年3月23日から施行する。
- 2 この改正前の京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付運用基準（以下「本基準」という。）」の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、改正後の本基準の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。